

平成28年度電波利用料の 事務の実施状況

(電波法第103条の3第3項の規定に基づき、電波利用料の事務の実施状況について公表するものです。)

【概要版】

- 本資料の詳細版は、総務省電波利用ホームページに掲載しています。
(<http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/fees/enforcement/index.htm>)
- 支出状況や政策評価の詳細については、以下の資料も併せて御参照ください。
 - 平成29年度事前分析表 (http://www.soumu.go.jp/main_content/000493431.pdf)
 - 平成28年度の事業に係る行政事業レビューシート
(http://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyoyou29/kizon/kizon_h28_5-5.html)

平成29年12月
総務省

電波利用料制度の概要

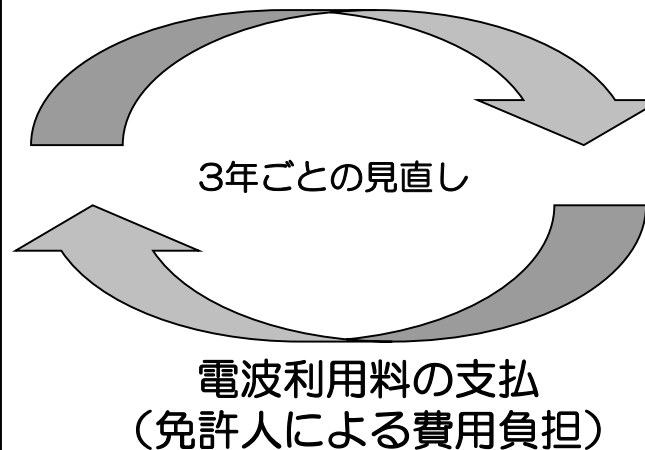
- **電波利用料**は、不法電波の監視等の電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務（電波利用共益事務）の処理に要する費用を、その受益者である無線局の免許人に公平に分担していただく、いわゆる**電波利用の共益費用**として負担を求めるもの。
- 電波利用料制度は法律により**少なくとも3年ごとに見直し**しており、その期間に必要な電波利用共益事務にかかる費用を同期間中に見込まれる無線局で負担するものとして、見直しごとに電波利用共益事務の内容及び料額を検討し決定。
- 電波利用共益事務の内容（電波利用料の**使途**）は電波法第103条の2第4項に具体的に**限定列挙**。

主な使途

- ・電波監視の実施
- ・総合無線局監理システムの構築・運用
- ・電波資源拡大のための研究開発等
- ・電波の安全性調査
- ・携帯電話等エリア整備事業
- ・電波遮へい対策事業
- ・地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備

等

電波の適正な利用の確保 （電波利用共益事務）



主な無線局免許人

- ・携帯電話等事業者
- ・放送事業者
- ・衛星通信事業者
- ・アマチュア無線

等

平成28年度の電波利用料の使途（電波利用共益事務）

＜電波法第百三条の二第四項＞

- 4 この条及び次条において「電波利用料」とは、次に掲げる電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用（同条において「電波利用共益費用」という。）の財源に充てるために免許人等、第十二項の特定免許等不要局を開設した者又は第十三項の表示者が納付すべき金銭をいう。
 - 一 電波の監視及び規正並びに不法に開設された無線局の探査
 - 二 総合無線局管理ファイル（全無線局について第六条第一項及び第二項、第二十七条の三、第二十七条の十八第二項及び第三項並びに第二十七条の二十九第二項及び第三項の書類及び申請書並びに免許状等に記載しなければならない事項その他の無線局の免許等に関する事項を電子情報処理組織によって記録するファイルをいう。）の作成及び管理
 - 三 周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術としておおむね五年以内に開発すべき技術に関する無線設備の技術基準の策定に向けた研究開発並びに既に開発されている周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術を用いた無線設備について無線設備の技術基準を策定するために行う国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係機関との連絡調整並びに試験及びその結果の分析
 - 四 電波の人体等への影響に関する調査
 - 五 標準電波の発射
 - 六 特定周波数変更対策業務（第七十一条の三第九項の規定による指定周波数変更対策機関に対する交付金の交付を含む。）
 - 七 特定周波数終了対策業務（第七十一条の三の二第十一項において準用する第七十一条の三第九項の規定による登録周波数終了対策機関に対する交付金の交付を含む。第十項及び第十一項において同じ。）
 - 八 現に設置されている人命又は財産の保護の用に供する無線設備による無線通信について、当該無線設備が用いる技術の内容、当該無線設備が使用する周波数の電波の利用状況、当該無線通信の利用に対する需要の動向その他の事情を勘案して電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備により行われるようにするため必要があると認められる場合における当該技術を用いた人命又は財産の保護の用に供する無線設備（当該無線設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該無線設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。）の整備のための補助金の交付
 - 九 前号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難な地域において必要最小の空中線電力による当該無線通信の利用を可能とするために行われる次に掲げる設備（当該設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。）の整備のための補助金の交付その他の必要な援助
 - イ 当該無線通信の業務の用に供する無線局の無線設備及び当該無線局の開設に必要な伝送路設備
 - ロ 当該無線通信の受信を可能とする伝送路設備
 - 十 前二号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難なトンネルその他の環境において当該無線通信の利用を可能とするために行われる設備の整備のための補助金の交付
 - 十一 電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシーの向上のための活動に対する必要な援助
 - 十一の二 テレビジョン放送（人工衛星局により行われるものを除く。以下この号において同じ。）を受信することのできる受信設備を設置している者（デジタル信号によるテレビジョン放送のうち、静止し、又は移動する事物の瞬間的映像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送（以下この号において「地上デジタル放送」という。）を受信することのできる受信設備を設置している者を除く。）のうち、経済的困難その他の事由により地上デジタル放送の受信が困難な者に対して地上デジタル放送の受信に必要な設備の整備のために行う補助金の交付その他の援助
 - 十一の三 地上基幹放送（音声その他の音響のみを送信するものに限る。）を直接受信することが困難な地域において必要最小の空中線電力による当該地上基幹放送の受信を可能とするために行われる中継局その他の設備（当該設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。）の整備のための補助金の交付
 - 十二 電波利用料に係る制度の企画又は立案その他前各号に掲げる事務に附帯する事務

平成28年度の電波利用共益事務に対する支出状況の概要

平成28年度における電波利用共益事務に対して、以下のとおり支出を行っております。

平成28年度支出額 618.3億円※

1 電波監視の実施	[56.3億円]	6 無線システム普及支援事業	[308.2億円]
2 無線局データベースの作成・管理	[73.7億円]	・周波数有効利用促進事業	
3 電波資源拡大のための研究開発等	[115.3億円]	・携帯電話等エリア整備事業	
・電波資源拡大のための研究開発		・地上デジタル放送への円滑な移行のための 環境整備・支援	
・周波数ひっ迫対策のための技術試験事務		・民放ラジオ難聴解消支援事業	
・無線技術等の国際標準化のための 国際機関等との連絡調整事務		7 電波遮へい対策事業	[21.1億円]
4 電波の安全性に関する調査及び評価技術	[3.5億円]	8 電波の安全性や周波数に関する リテラシーの向上	[1.2億円]
5 標準電波の発射	[4.2億円]	9 電波利用料制度に関する企画、立案等	[34.9億円]

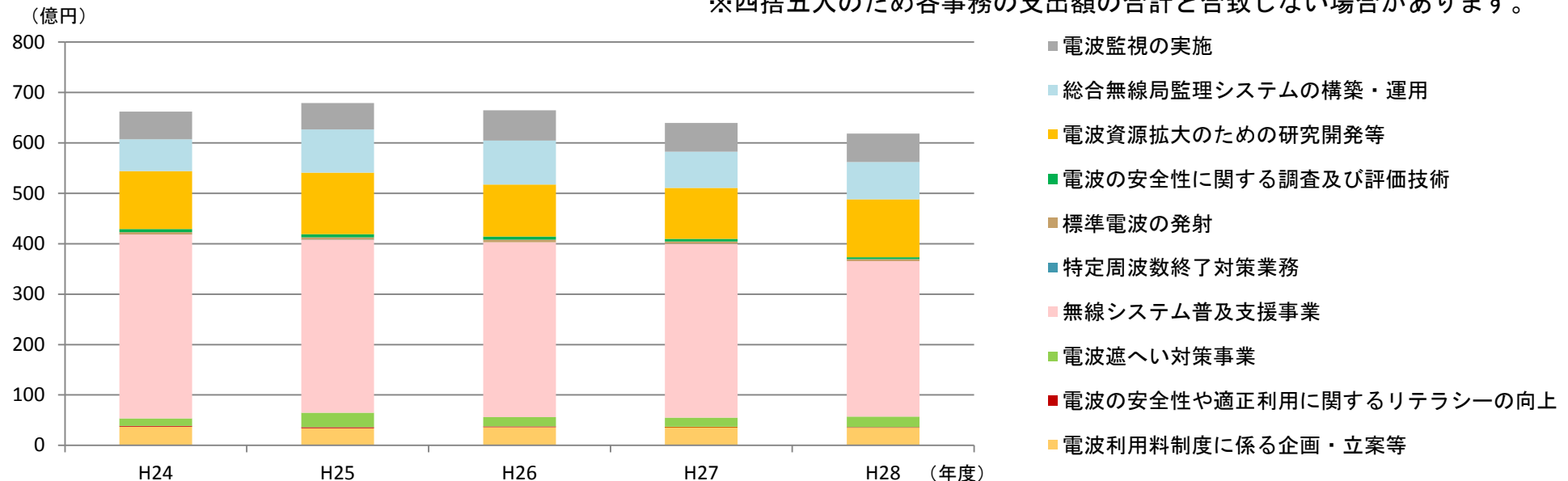
※四捨五入のため各事務の支出額の合計と合致しない場合があります。

電波利用共益事務の支出状況の推移

(参考: 支出状況の推移)

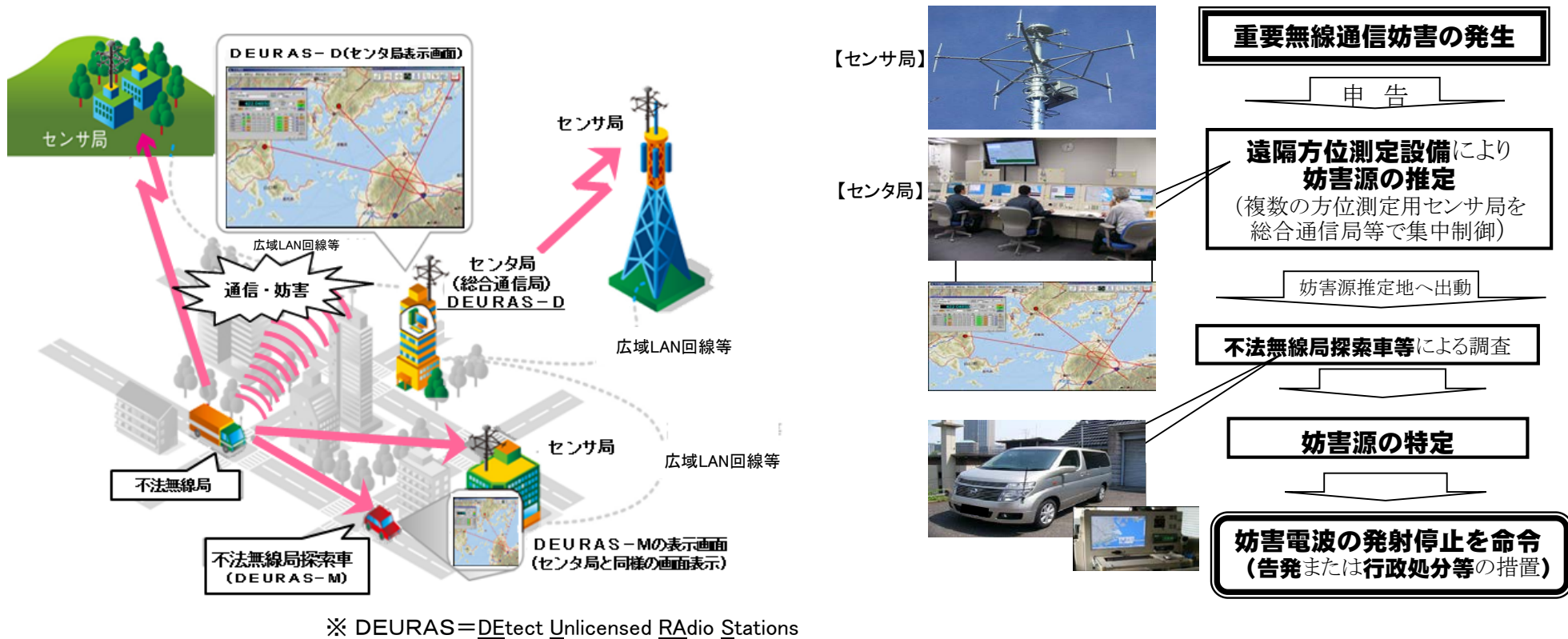
電波利用料共益事務名	H24	H25	H26	H27	H28	(億円)
電波監視の実施	54.7	52.1	59.7	56.6	56.3	(年度)
総合無線局監理システムの構築・運用	63.5	85.6	87.6	72.0	73.7	
電波資源拡大のための研究開発等	114.5	122.2	103.0	100.9	115.3	
電波の安全性に関する調査及び評価技術	6.3	6.2	6.2	5.5	3.5	
標準電波の発射	4.5	4.7	4.8	4.3	4.2	
特定周波数終了対策業務	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	
無線システム普及支援事業	364.9	343.0	346.9	344.7	308.2	
・周波数有効利用促進事業	-	0.0	44.4	18.5	12.1	
・携帯電話等エリア整備事業	25.1	13.5	9.2	13.1	10.8	
・地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援	339.8	329.5	293.3	297.6	271.9	
・民放ラジオ難聴解消支援事業	-	-	0.0	15.5	13.3	
電波遮へい対策事業	14.9	28.9	18.6	18.0	21.1	
電波の安全性や適正利用に関するリテラシーの向上	1.5	1.8	1.8	1.5	1.2	
電波利用料制度に関する企画・立案等	37.3	34.2	35.9	35.7	34.9	
計	662.1	678.7	664.4	639.2	618.3※	

※四捨五入のため各事務の支出額の合計と合致しない場合があります。



1 電波監視の実施

免許を受けた無線局が適正に運用されないことや、免許を受けていない不法無線局を運用すること等を防止し、電波利用環境を保護するために、平成5年度から電波利用料財源により電波監視を実施しています。



平成28年度の混信・妨害申告は2,414件であり、このうち航空・海上無線、消防無線、携帯電話などの重要無線通信を取り扱う無線局に対する混信・妨害は603件でした。

電波監視業務によりこれらの混信・妨害等の迅速な排除が図られ、電波利用環境が良好に維持されています。

1 電波監視の実施（無線通信に対する妨害排除を行った事例）

航空保安用無線への混信

概要

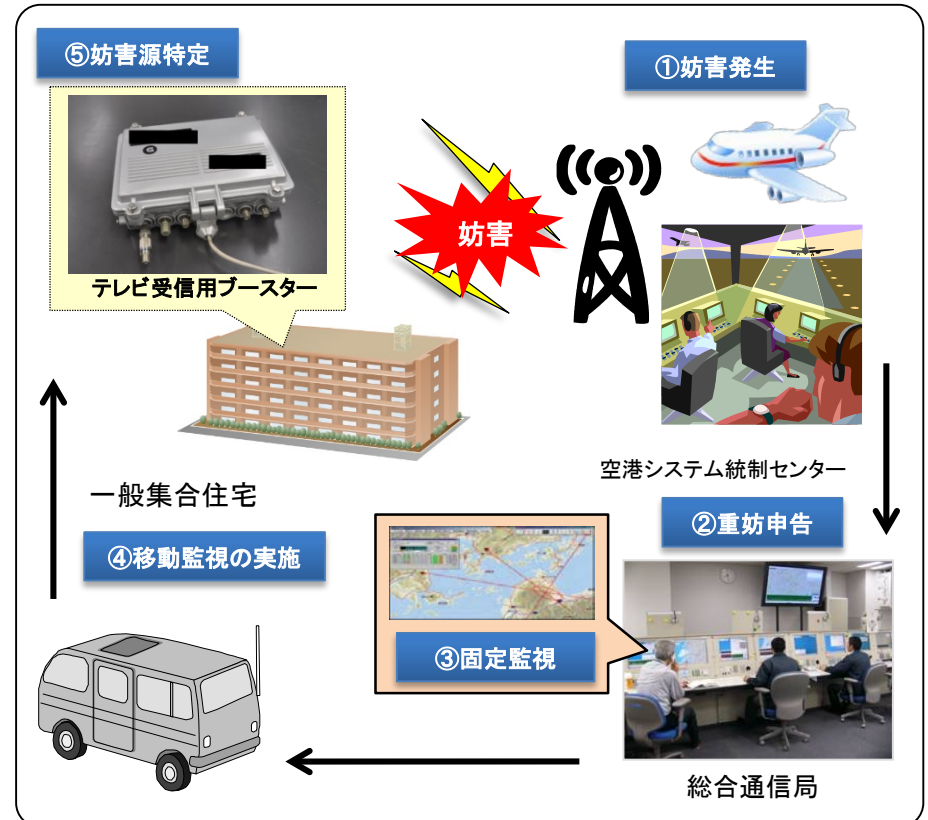
平成28年10月、福岡県内において、航空保安用無線に妨害が発生したため、現地調査を実施し、建設現場のクレーンに設置して使用されていた、電波法で定める「著しく微弱」の範囲を超えた「ワイヤレスカメラ」から発射される電波が原因であることを突き止めました。所有者に対して、当該設備の使用を止めるよう指導し、妨害を解消しました。



航空管制用無線への混信

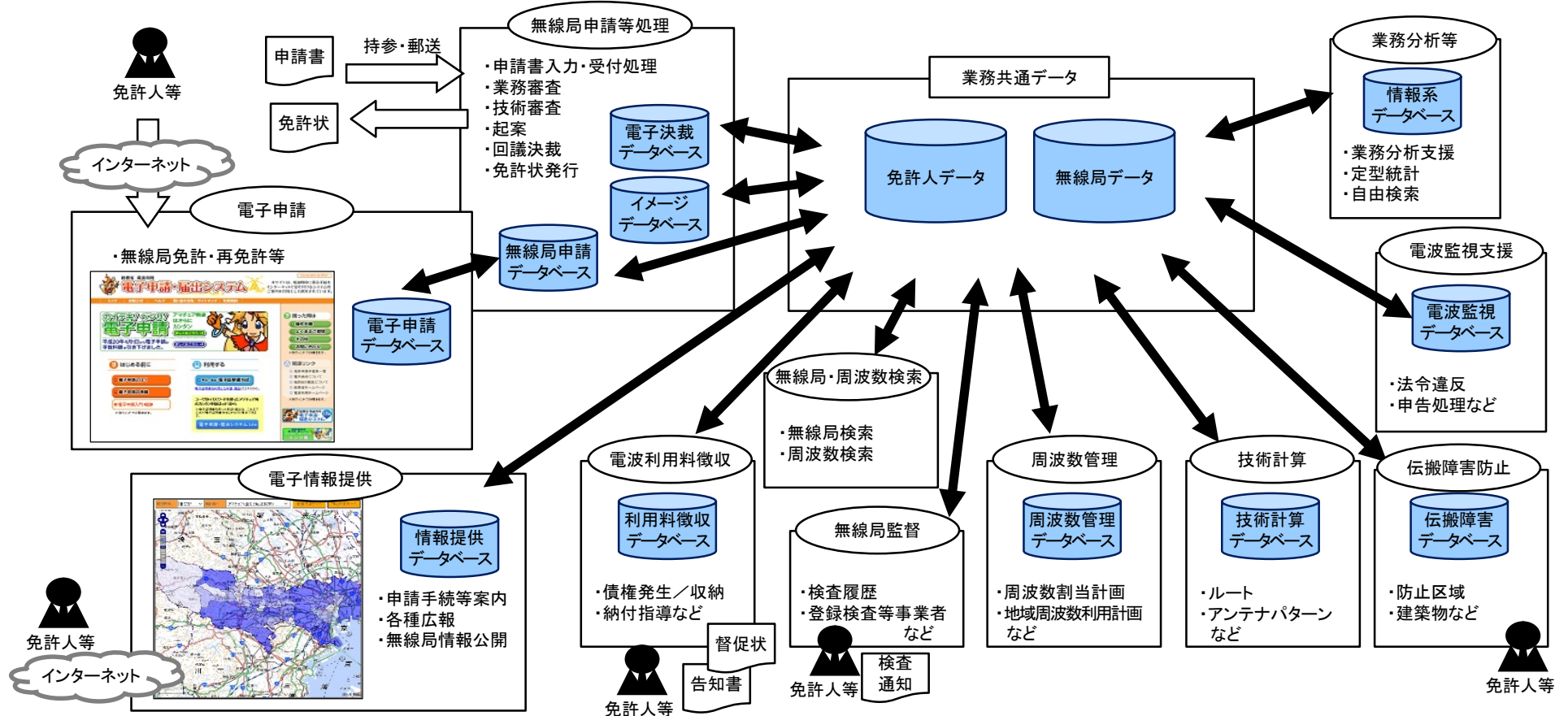
概要

平成28年9月、福岡県内において、航空管制用無線に妨害が発生したため、現地調査を実施し、一般集合住宅で使用されていた「テレビ用受信ブースター」の整備不良により発射された電波が原因であることを突き止めました。所有者に対して、当該設備の使用を止めるよう指導し、妨害を解消しました。



2 総合無線局監理システムの構築・運用

無線局データベースの作成・管理業務の効率化、電波利用者への行政サービスの向上、電波行政施策の企画立案の支援を目的に、平成5年度から総合無線局監理システムを構築・運用しています。



- ▶ 総合無線局監理システムに格納している無線局データの総数は平成28年度末で約2億2千万局、平成28年度における無線局処理件数は約78万件であり、これらの迅速かつ効率的な処理に貢献しています。
- ▶ 周波数の割当状況等、一般情報提供として平成28年度において国民の皆様からのアクセス約2,400万件に対応しました。
- ▶ 電子申請・届出システムは、平成28年度において約44万件の免許申請・再免許申請等を受け付けており、電子申請率は69.5%です。

3 (1) 電波資源拡大のための研究開発

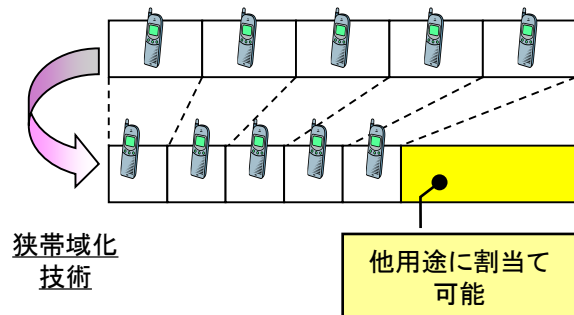
周波数のひっ迫状況を緩和し、新たな周波数需要に的確に対応するために、平成17年度より電波資源拡大に資する研究開発を実施しています。

平成28年度は、58件の研究開発課題を実施しました。

研究開発の対象となる技術

周波数を効率的に利用する技術

現在割り当てられている無線システムに必要な周波数帯域を圧縮することにより、電波の効率的な利用を図る技術

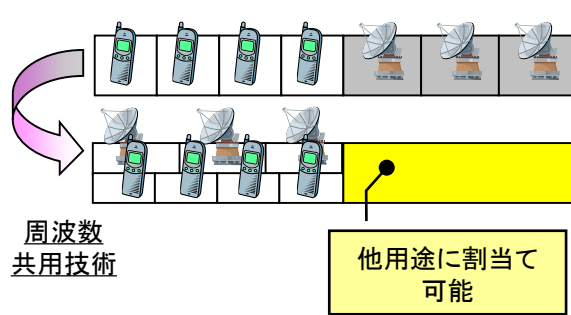


平成28年度の主な実施課題

第5世代移動通信システム実現に向けた研究開発

周波数の共同利用を促進する技術

電波が稠密に使われている周波数帯において、既存無線システムに影響を及ぼすことなく、周波数の共用を可能とする技術

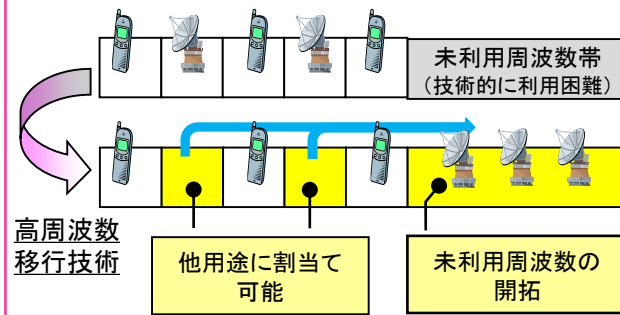


平成28年度の主な実施課題

無人航空機を活用した無線中継システムと地上ネットワークとの連携及び共用技術の研究開発

高い周波数への移行を促進する技術

6GHz以下の周波数のひっ迫状況を低減するため、比較的ひっ迫の程度が低い高マイクロ波帯やミリ波帯へ移行するための技術



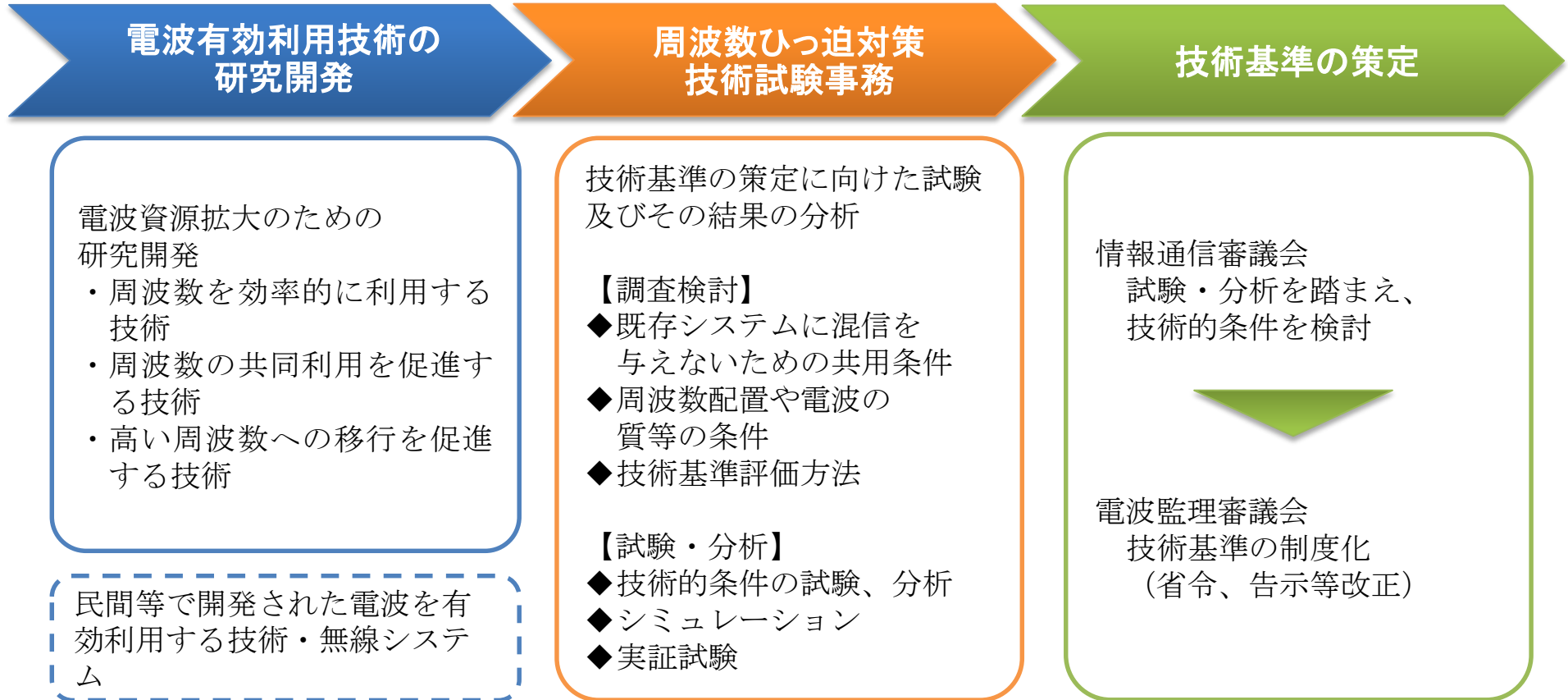
平成28年度の主な実施課題

テラヘルツ波デバイス基盤技術の研究開発

3 (2) 周波数ひっ迫対策のための技術試験事務

近年の無線局の急激な増加により、周波数がひっ迫するために生じる混信・ふくそうを解消又は軽減するため、電波の有効な利用を可能とする技術を早期に導入することが求められています。

このため、電波を有効に利用できる実現性の高い技術について技術的検討を行い、その技術の早期導入を図ることを目的として技術試験事務を実施しています。

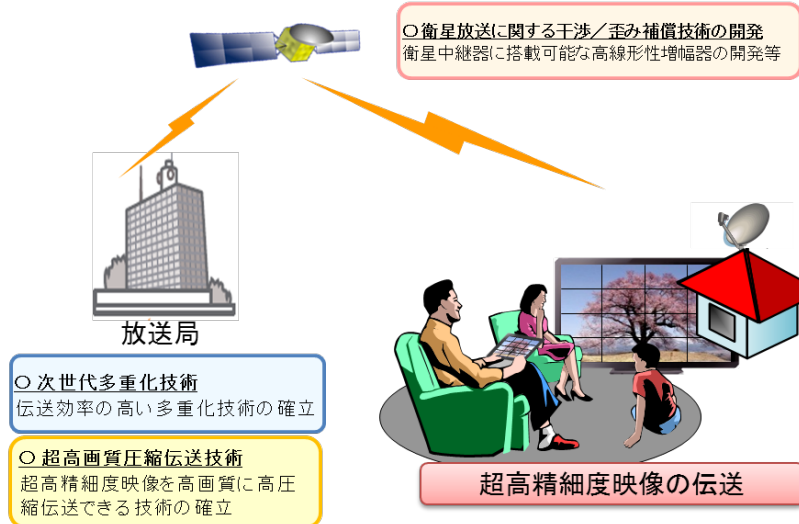


平成28年度は新規7件、継続4件の合計11件の技術試験事務を実施しました。これにより、新たに3件の無線システム等の制度化が進められる予定です。

3 (1)、(2) これまでの成果事例(研究開発・技術試験)

電波資源拡大のための研究開発

○ 超高精細度衛星・地上放送の周波数有効利用技術の研究開発(実施期間:平成26年度から平成28年度)



- ・ 現行のハイビジョン放送を大きく上回る伝送容量を必要とする超高精細映像(4K・8K)放送の実現に向けて、周波数のさらなる有効利用に向けて検討。
- ・ 限られた周波数帯で伝送容量を拡大する技術や、伝送効率を高めるための要素技術等を確立。

平成27年6月に、伝送効率の高い衛星通信システムの多重化技術に関する国際標準を策定するとともに、平成28年8月の衛星による4K・8K試験放送の開始に寄与。

技術試験事務

○ 920MHz帯RFIDの屋外利用等に伴う周波数有効利用に関する調査検討(実施期間:平成28年度)

920MHz帯RFIDの新たな利用イメージ(屋外利用)



- ・ 現在、屋内利用に限定されている920MHz帯RFIDの利用範囲の拡大のため、同一周波数を使用する既存無線システム(移動・固定通信システム等)との周波数共用条件を検討。
- ・ 920MHz帯RFIDの屋外利用によって既存無線システムへの影響はなく、周波数共用が可能との結論。

平成30年度中に、920MHz帯RFIDが屋外で利用可能となるよう、電波法関連規定を改正予定。

RFID(radio frequency identifier): 商品等の情報を記録した非接触型の「ICタグ」を商品に埋め込み、アンテナ通過時に無線通信によってデータ交信を行い自動識別する技術

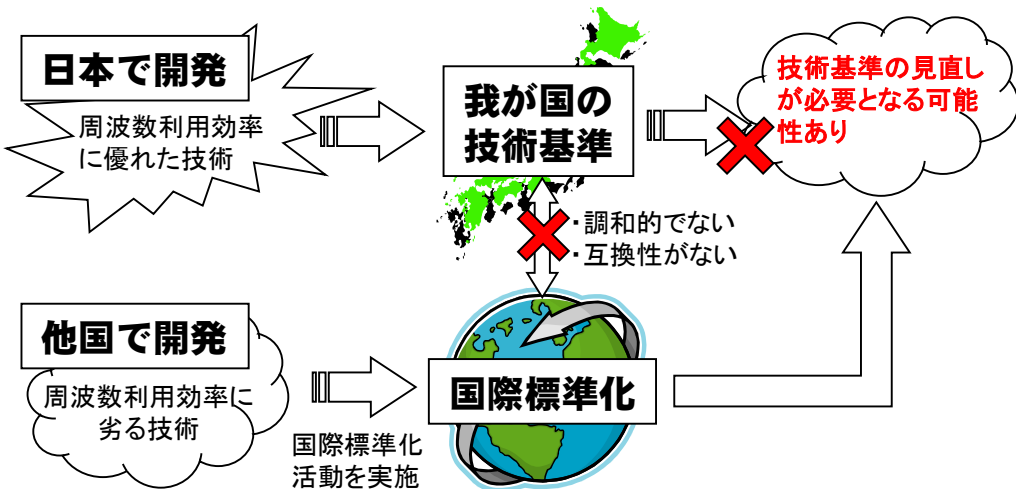
3 (3) 無線技術等の国際標準化のための国際機関等との連絡調整事務

我が国の周波数ひっ迫事情に見合う周波数利用効率の高い無線技術が国際標準として採用されるよう、当該技術の国際動向を踏まえた国際機関等との連絡調整を積極的・戦略的に実施し、ワイヤレス分野における国際標準化活動の一層の強化を図っています。

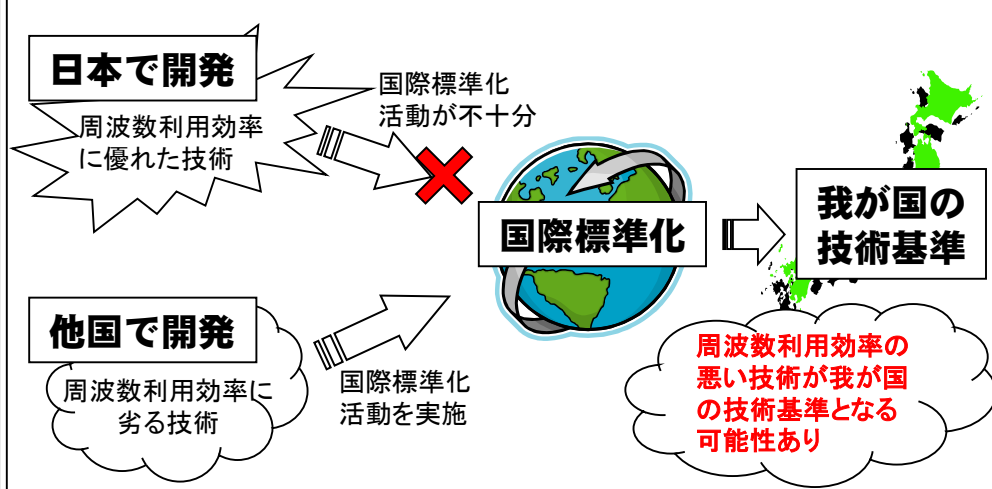
ワイヤレス分野における国際標準化活動の実施

【本施策を実施しなかった際の問題点】

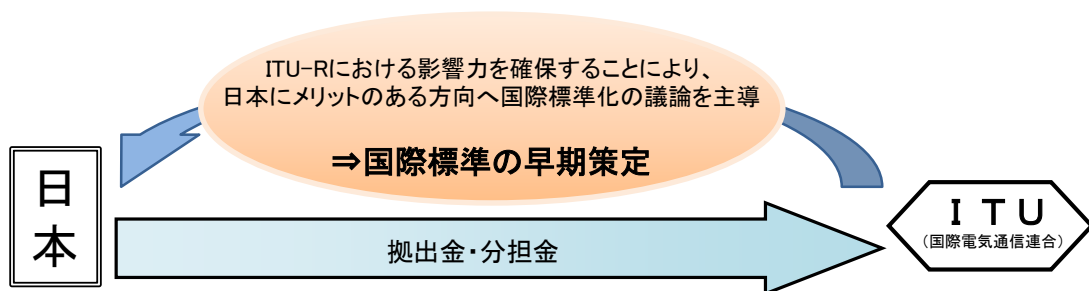
例1: 標準化活動を行わなかった場合



例2: 標準化活動が不十分であった場合



ITU-R分担金・拠出金



【平成28年度の主な成果】

- 次世代GMDSS(全世界的な海上遭難・安全システム)の要素技術の国際標準化においては、VHFデータ通信(VDES)の技術特性を定めたITU-R勧告M.2092「VHF海上移動帯におけるVHFデータ通信システムの特性技術」の改定案作成作業について、我が国からの提案が大きく反映されて改定案に反映されました。
- 屋内環境における電波雑音特性等の国際標準化においては、ITU-R勧告SM.2093「屋内電波環境の測定方法」について、我が国からの提案が大きく反映されて策定されました。

4 電波の安全性に関する調査及び評価技術

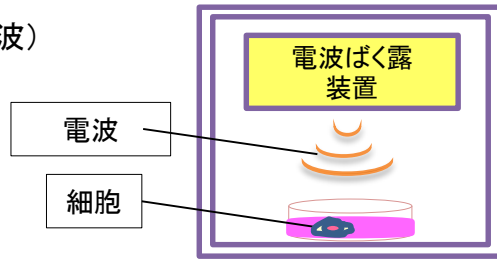
電波が人体等へ与える影響を調査し、科学的に解明することで、電波をより安心して安全に利用できる環境を整備することを目的として、平成28年度には、以下の調査等を実施しました。

1 生体への影響に関するリスク評価・電波の安全性に関する評価技術

科学的に確認されていない生体影響等について、疫学調査、動物実験及び細胞実験を介して医学的・生物学的観点から、調査・研究しています。平成28年度は、超高周波（テラヘルツ波）の電波ばく露による影響の調査や10GHz～30GHzの周波数帯の健康影響閾値（いきち）の評価等を実施しました。

調査・研究結果はWHOの国際電磁界プロジェクトに入力し、国際的なリスク評価に貢献していきます。

超高周波（テラヘルツ波）
の電波ばく露による
細胞への影響の調査



健康影響
閾値の評価



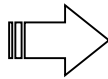
2 電波の医療機器等への影響に関する調査

新たな無線通信システムが心臓ペースメーカー等植込み型医療機器に及ぼす影響を調査しています。

平成28年度は携帯電話（700MHz帯）及び広帯域移動アクセスシステム（2.5GHz帯）が植込み型医療機器（植込み型心臓ペースメーカー及び植込み型除細動器）に及ぼす影響等を調査しました。



携帯電話（700MHz帯）



ペースメーカー等植込み型医療機器

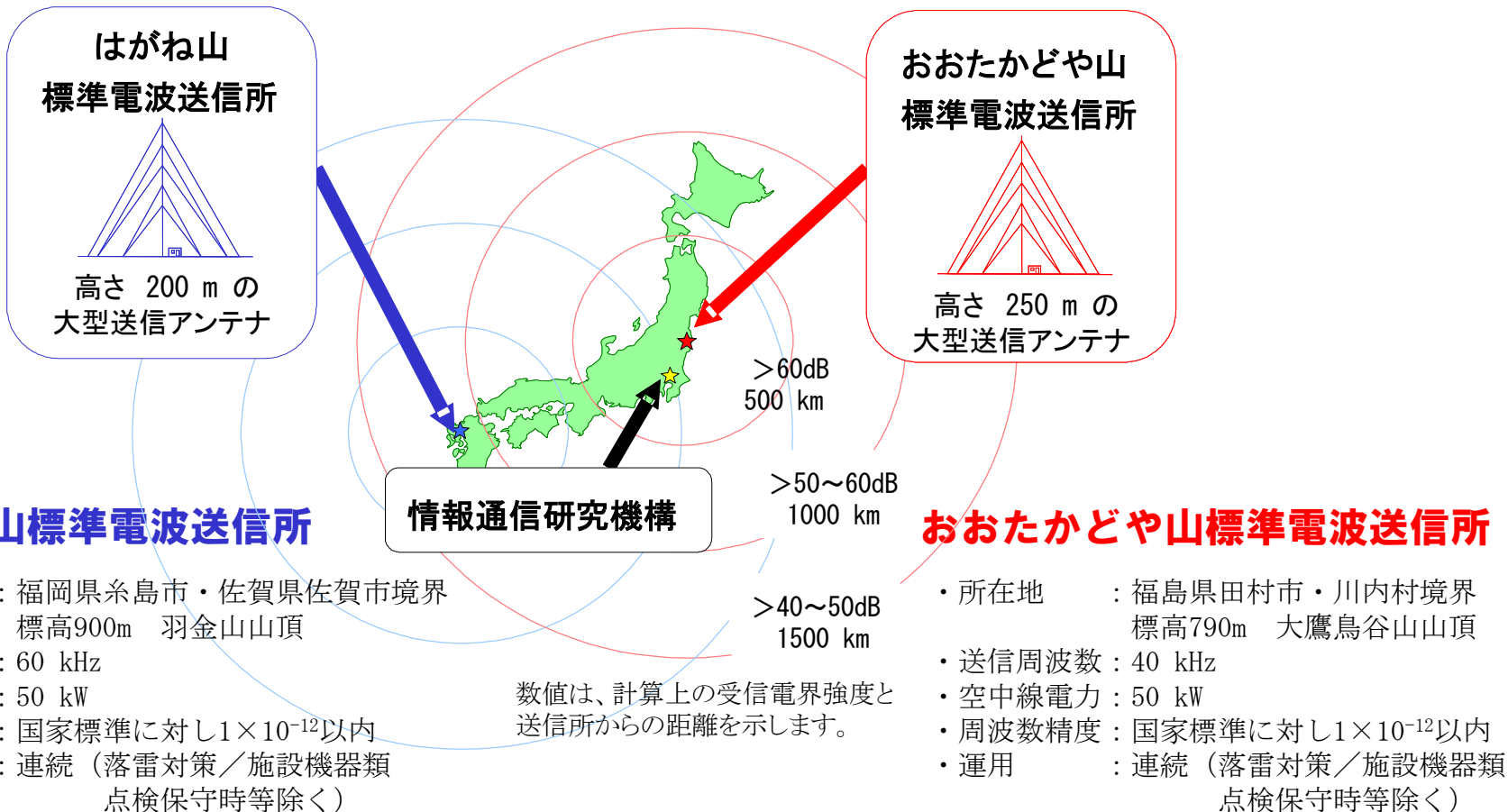
心臓に鼓動を
促す電気信号への
干渉の発生

3 電波の安全性に関する諸外国との意見交換等

電波の安全性に関する最新の科学的な知見や規制動向等について、各国や国際機関等と意見交換等を行っております。平成28年度は電磁界の健康影響に関する国際コーディネイト会合（GLORE）を我が国で開催しました。

5 標準電波の発射

無線局が正確な周波数の電波を発射するために、その基準となる電波（標準電波）を発射する業務です。



平成28年度には、上記2箇所の標準電波送信所の運営・維持にかかる費用等を支出しました。この電波によってデジタル通信には欠かせない無線局間での同期の確保等に寄与しています。また、この電波には我が国の標準時に関する情報も含まれており電波時計にも利用されています。

6 (1) 周波数有効利用促進事業

周波数の一層の有効利用を促進するため、市町村（消防に関する事務を処理する地方公共団体を含む(財政力の弱い市町村を優先)）が、防災行政無線（移動系）及び消防・救急無線のデジタル化を行うのに必要な整備費用の一部を補助するものです。

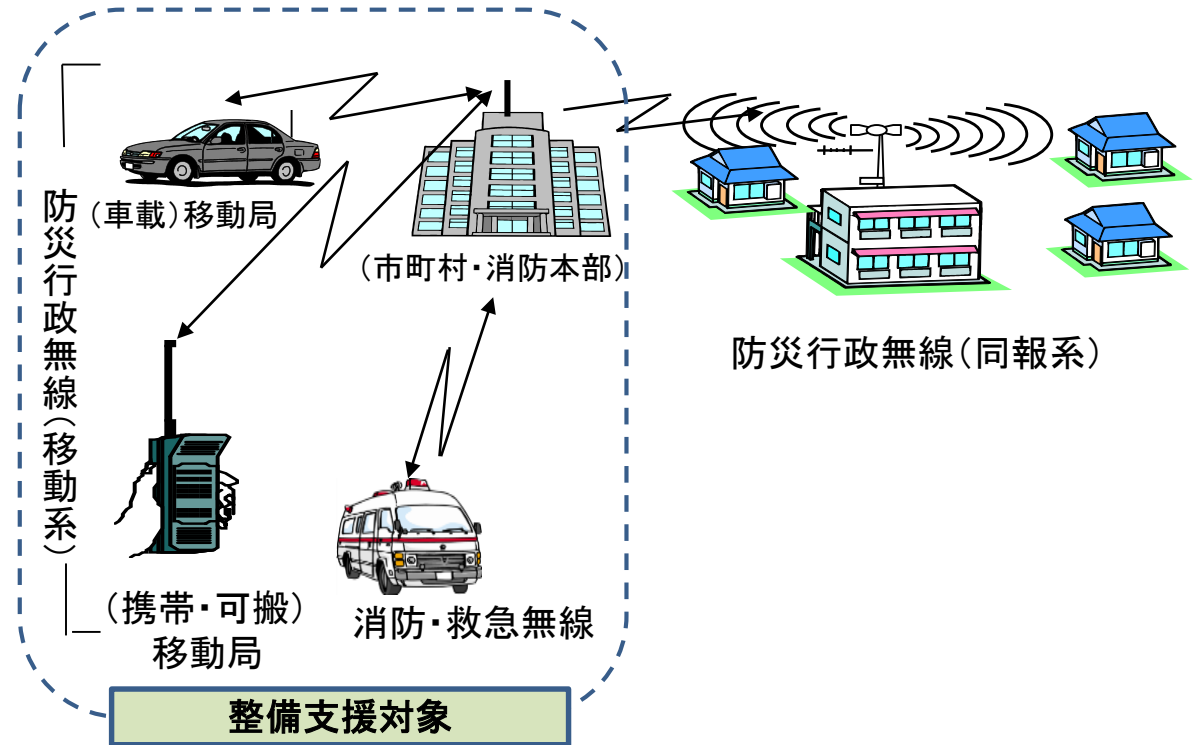
<補助対象>

消防・救急無線と防災行政無線を260MHz帯へ移行する無線設備（デジタル無線方式）の整備費

<参考>

デジタル化率（平成28年度末）

防災行政無線	59.0%
消防・救急無線	100%

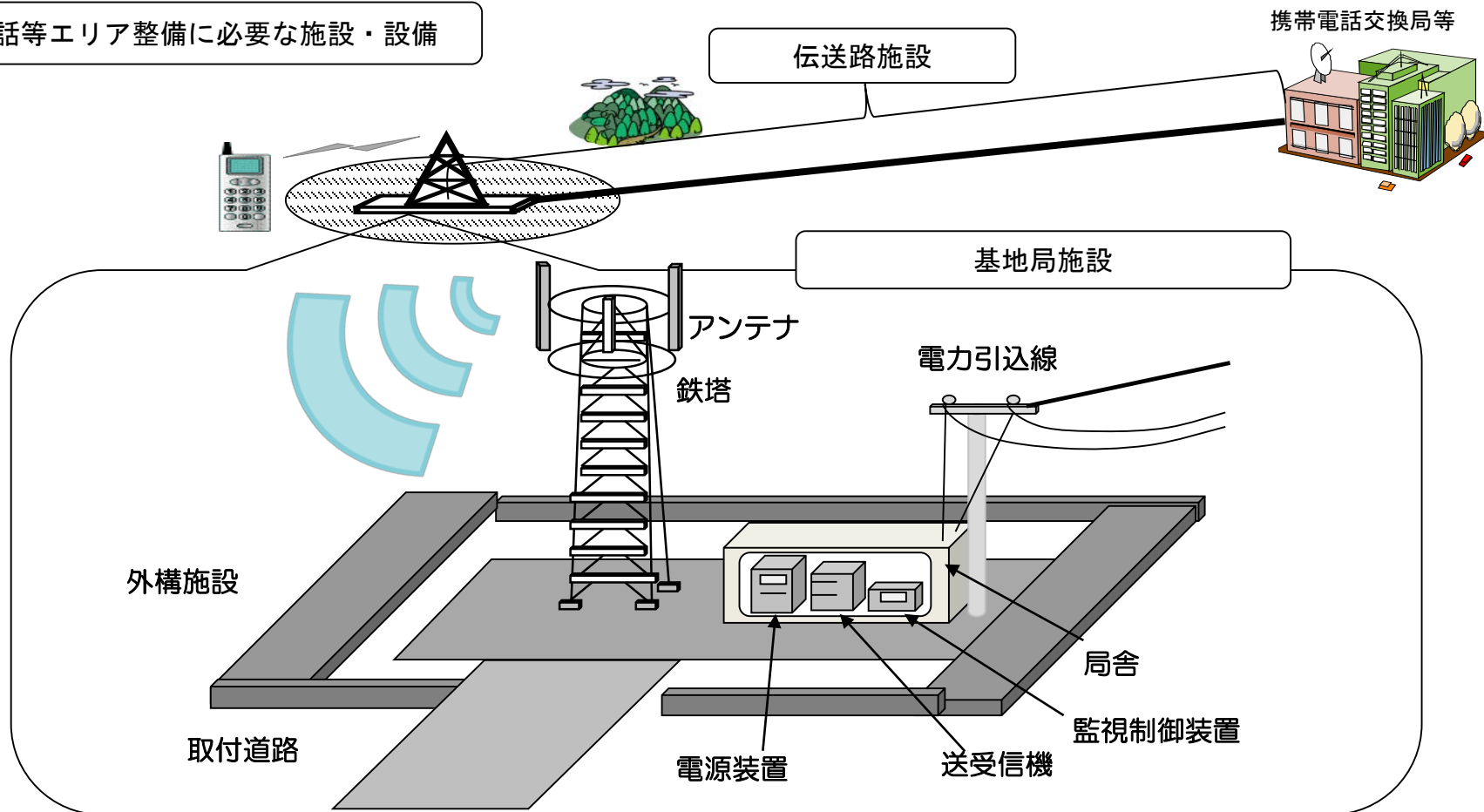


平成28年度には、防災行政無線のデジタル化のため13箇所に対して補助金を支出しました。

6 (2) 携帯電話等エリア整備事業

携帯電話事業者等が過疎地等において携帯電話等の利用可能な地域を拡大するに当たって必要な施設の整備費用の一部を補助するものです。

携帯電話等エリア整備に必要な施設・設備



平成28年度には、基地局施設整備については48箇所、伝送路整備については5箇所、公衆無線LAN整備については101箇所を補助を実施し、新たに携帯電話等を使用できる環境を整備しました。

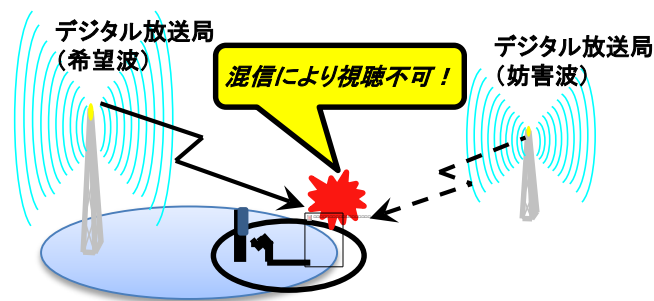
6 (3) 地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援

地上デジタル放送が良好に視聴できないため、暫定的に衛星を通じて番組を視聴している世帯等に対し、地域の番組が見られるようにするための対策などを実施しました。それにより、平成26年度末までに地上デジタル放送への完全移行を完了しました。

平成28年度は、外国波等による電波の影響を受ける世帯に対する受信障害対策や、福島県の避難区域解除等により帰還する世帯等が地上デジタル放送視聴環境の整備等を実施しました。

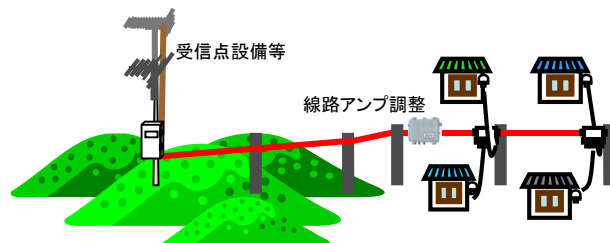
1 デジタル混信の解消

地上デジタル放送を良好に視聴できない受信障害の現象であるデジタル混信を解消又は防止するための対策及びデジタル混信対策に係る受信相談・現地調査等を実施。



2 低所得世帯に対する地デジチューナー等の支援

低所得世帯等に対する地デジチューナー等の支援対象世帯からの問い合わせ対応及び給付したチューナーの適正管理等を実施。



【共聴施設による視聴環境整備】

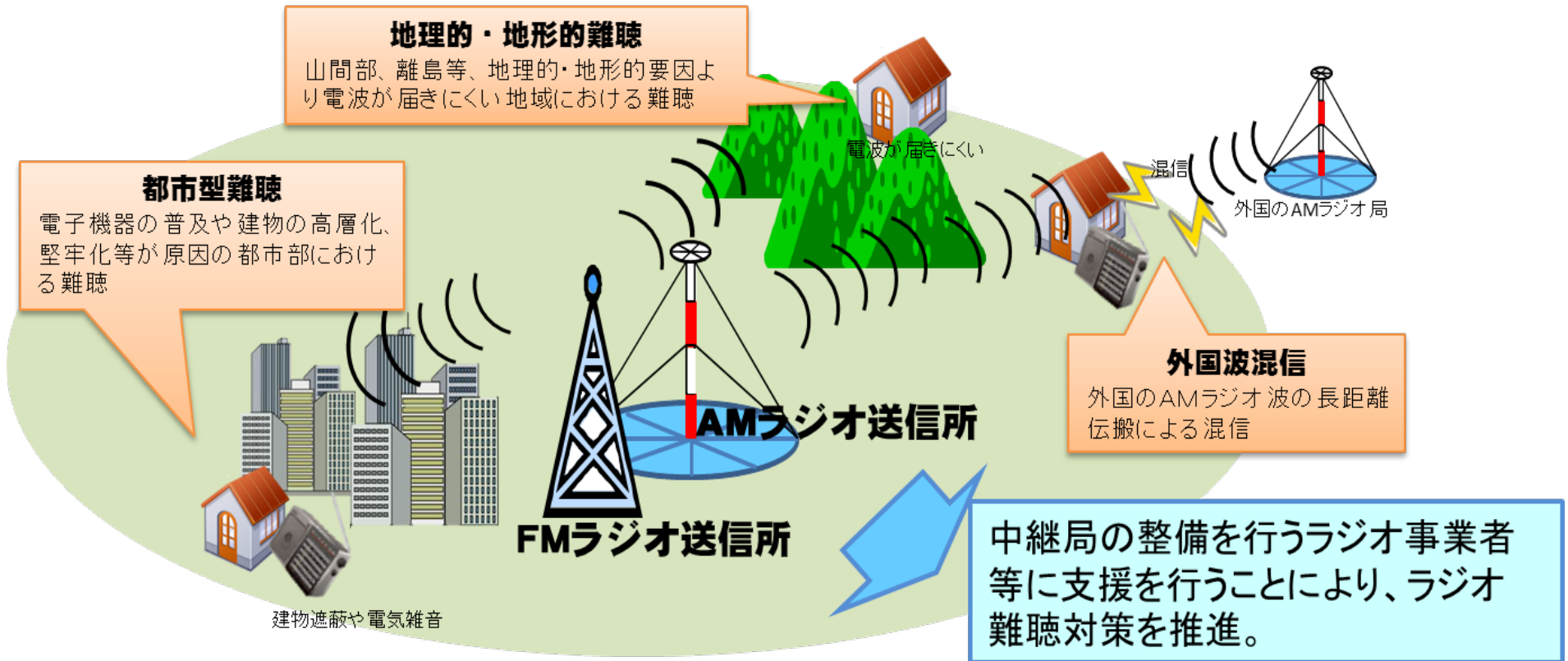
3 福島原発避難区域等における地上デジタル放送の視聴環境整備

避難区域解除等により帰還する世帯等が地上デジタル放送視聴環境を整備する際に整備費用の一部を補助。



6 (4) 民放ラジオ難聴解消支援事業

平時や災害時において、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保するため、ラジオの難聴解消のための中継局整備を行うラジオ放送事業者等に対し、その整備費用の一部を補助するものです。



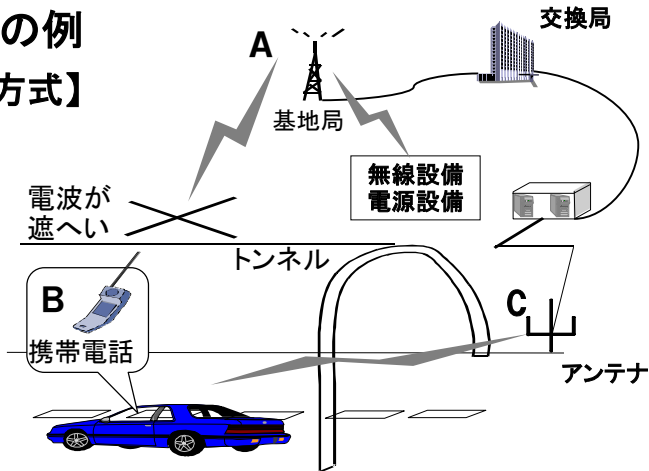
平成28年度には、24件の補助金の支出をしました。

7 電波遮へい対策事業

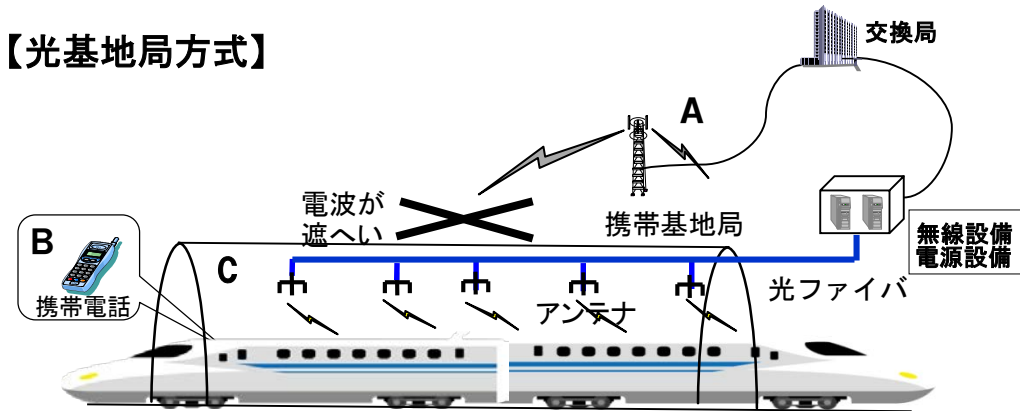
道路トンネル、鉄道トンネルなど、電波が届かない場所において携帯電話を利用可能とするために、中継施設などの必要な施設の整備費用の一部を補助するものです。

対策手法の例

【吹込み方式】



【光基地局方式】



注：無線局Aと無線局Bとの間の電波が遮へいされるため、無線局Cを設置することにより代替する伝送路を開設。

平成28年度には、道路トンネル（携帯電話）は18箇所、鉄道トンネル（携帯電話）は31箇所事業を実施しました。

＜平成28年度の整備状況＞

◆ 道路トンネル

高速道路（8箇所）、国道（7箇所）、県道（3箇所）

（参考）平成28年度までに対策実施済みのトンネル数 1,243箇所

◆ 鉄道トンネル

東北新幹線（いわて沼宮内～二戸）、上越新幹線（高崎～上毛高原）、北陸新幹線（高崎～安中榛名）、山陽新幹線（新山口～小倉）

（参考）平成28年度までに対策実施済みの新幹線トンネルの区間

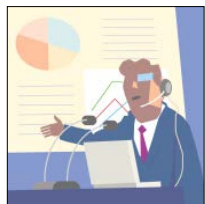
東海道新幹線（全線）、山陽新幹線（全線）、東北新幹線（東京～いわて沼宮内）、北陸新幹線（高崎～安中榛名）、九州新幹線（博多～新鳥栖）

8 電波の安全性や適正利用に関するリテラシーの向上

国民生活において日常的に電波を利用する機会が増加しており、電波に対する関心が高まっていることを踏まえ、電波の安全性や電波の適正な利用に関する国民のリテラシー向上に向けた活動の取組を行っています。平成28年度には、以下の活動を実施しました。

1 電波の安全性に関する情報提供

①全国各地での説明会の開催



平成28年度は全国20箇所で開催し、約1,400名が参加。

②説明資料の作成等



電波の安全性に関する説明資料を作成、配布。

③相談業務体制の充実



専門スタッフによる電話相談業務を実施。平成28年度の電話相談件数は全国で865件。

2 電波適正利用推進員活動

電波の適正利用に関する活動を委嘱された民間のボランティア（電波適正利用推進員）により、周知啓発活動等を実施



電波教室の実施



電波相談所の開設
(電波適正利用推進員のブース)



地域イベントにおける周知活動

平成28年度の主な活動実績は周知啓発活動を4,080件。混信等の相談・助言を208件。総合通信局への協力を134件。

3 無線LANの情報セキュリティに関する普及啓発

スマートフォンの急速な普及等により利用が拡大している無線LANの情報セキュリティを確保するため、無線LANの利用者及び無線LANサービスの提供者に対し、情報セキュリティ対策についてセミナー等による普及啓発を実施。

①セミナーの実施



平成28年度はセミナーを12回実施し、1,080名が参加。

②普及啓発テキストの周知



③セキュリティ意識調査

	H27(n=273)	H28(n=200)
通信内容が盗聴される懸念	42.5	33.7
	23.8	33.0
他人が自分のユーザーID・パスワードを利用して操作を行う(なりすまし)の懸念	40.3	33.7
	26.0	26.0
悪意のあるウェブサイトへ接続して悪意あるサイトに接続する懸念	40.3	32.6
	27.1	21.1
	29.0	30.5
	40.5	40.5

●知っている ●知っているが対応していない ●わからない ●知らない ●わからない

9 電波利用料制度に係る企画・立案等

電波利用料制度を適切に運営していくため、電波利用共益事務の内容及び料額の見直しに向けた検討、電波利用共益事務を行うための予算要求や執行の管理、電波の利用状況の調査・公表、免許人の方々からの電波利用料の徴収等の業務を行いました。

1 電波利用料に係る制度の企画、立案、電波利用共益事務を行うための管理等

電波利用共益事務の内容及び料額の見直しに向けた検討や、電波利用料財源についての予算要求や執行の管理を行っています。

電波利用料制度は少なくとも3年ごとに見直しており、今後3年間に必要とされる電波利用共益事務や費用の見積り、各無線局の料額算定に向けた各種調査などの企画、立案を行っています。電波利用料財源の予算については、毎年度、政府案を作成し、国会における審議を経て決定します。また、予算の成立後は、その予算に基づいて行われる電波利用共益事務が計画的かつ適切に行われるように執行の管理を行っています。

2 電波の利用状況の調査・公表

技術の進歩に応じた最適な電波の利用を実現するために必要な周波数の再配分に資するため、おおむね3年を周期として、周波数帯を3区分し、国、地方公共団体及び民間が開設している無線局について電波の利用状況の調査・公表を行っています。平成28年度は、714MHzを超え3.4GHz以下の周波数を使用する無線局の電波の利用状況について、調査及び分析を実施しました。

3 電波利用料の徴収

免許人の方々から電波利用料を適切に納付いただくため、電波利用料債権の管理を行い、納入告知書等の送付や納付いただいた電波利用料の収納登記等の事務を実施しています。未納者に対しては、納付指導を行うほか、必要な場合には督促や差押えを実施しています。平成28年度の電波利用料の徴収については、99.98%の徴収率となっています。